

令和5年度事業計画

福角会指定相談支援事業所

1.基本方針

地域の障害者等の福祉に関する各般の課題につき、障害者、障害児またその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び提案を行い、併せて市町村及び指定障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整等を行い、計画相談支援や地域相談支援等具体的支援を実施する。

2.重点目標

①本人中心支援

ご本人の意思や人格を尊重し、心身の状況や置かれている環境に考慮して、障害福祉サービス等が適切に利用することができるよう、ご本人の立場に立った計画相談支援を行う。自らが望む場所で日常生活または社会生活を営むことができるよう本人中心の支援に努める。

②相談支援スキルの向上

日々の所内申し送りによる情報共有や内部ケース検討会の実施、また、地域で行われる定期研修会への参加等により、一つのケースを多角的に検討したり合議したりする中で、新たな知識の獲得や、業務の振り返りから気づきを得るなど、相談支援のスキルアップを図る。

③連携強化

関係機関との関係性をより一層深められるよう、訪問などの機会を通して顔の見える関係性づくりを進めていく。そしてそれぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けながら、自らの望む社会生活を営むことができるよう、適宜関係者によるサービス担当者会議やケア会議を設け、共通認識のもとでの一貫した切れ目のない支援を繋いでいくことができるように努める。

④利用者権利擁護

虐待防止と身体拘束等の適正化の為に委員会の活動の充実・職員への周知徹底を図るとともに、障害者差別解消、意思決定支援に関する研修を行い、職員の意識向上を図り利用者の人権を守ることに努める。

⑤緊急時の支援

災害や感染症発生時に対して、法人のBCP計画に基づき事業所内でも引き続き具体的な対策の検討を行う。また、相談支援事業所として期待される動きを想定し、必要時に即応が可能になるような準備、体制作りに努める。

3.従業者の努力目標

- ・研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質の向上に努める。
- ・利用児・者や家族、地域、又は各関係機関との信頼関係を深める。
- ・利用児・者の家族機能の健全化を図ることにより、地域での生活の基盤づくりに努める。
- ・協調の精神と和（チームワーク）を大切にし、法人職員間の連携を密にする。
- ・法人職員さらに地域の関係機関に、障害児支援利用計画・サービス等利用計画作成の意義を説明し、理解と協力を求める。

4.指定相談支援事業の内容

(1) 指定特定相談支援事業

①計画相談支援

- ・サービス利用支援：障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
 - ・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。
- ②基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行う。

（２）指定一般相談支援事業

①地域相談支援

- ・地域移行支援：障害者施設や精神科病院等に入所、及び入院している方に対し、地域移行生活に向けた相談や同行支援を行う。
- ・地域定着支援：施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方に対し、携帯電話等により常時の連絡体制を確保し、相談・支援にあたる。

- ②基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行う。

（３）障害児相談支援事業

①障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用する方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

- ②基本相談支援：全ての障害者・児等に対し、基本的な相談・支援を行う。

5. 地域貢献活動

社会福祉法人に求められている、地域における公益的な取り組みを実施する責務を果たすため、相談支援事業所として以下のような地域貢献活動を法人各事業所との協力の元で行う。

事業名称 在宅安心さばーと事業

事業目的 地域の中で生活する障害児・者に対して、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口を設け、早期に適切に対応し、障害児・者の生活の安定に貢献することを目的とする。

事業内容 ①障害児・者およびその家族からの、困りごと相談・困りごとへの付添・各種手続きのサポート等を行う。

②電話と直接対応の相談窓口（福角会地域生活者支援室）を設けて対応。

③受付対応時間 （平日）８：３０～１７：３０ （土日祝祭日）休み

④相談は障害児・者当事者、およびご家族や職場の同僚など、当事者と関わる方であればどなたでも可能。

⑤相談対応は、相談支援専門員が行う。

⑥相談料金は無料

⑦相談受付は、福角会地域生活者支援室の他、松山福祉園、いつきの里、ウィズ、くるみ園、ラ・ルーチェ、MORE、法人本部事務局でも行う。

⑧出張相談については、相談等対応により、交通費を頂く場合がある。

令和5年度 行事・会議・研修計画

月	行事・研修会等	
4月	【法人】	新任研修Ⅰ
5月	【法人】	幹部研修Ⅰ
6月	【法人】	新任研修Ⅱ兼中堅研修Ⅰ
	【外部】	南北社協勉強会・連絡会
	【外部】	障害児・者相談支援事業 全国連絡協議会総会・コーディネーター研修会
7月	【法人】	新任研修Ⅲ
8月	【法人】	中堅研修Ⅱ
	【外部】	南北社協勉強会・連絡会
9月	【法人】	全階層研修Ⅰ
10月	【外部】	南北社協勉強会・連絡会
11月	【法人】	中堅研修Ⅲ
12月	【法人】	幹部研修Ⅱ
	【外部】	南北社協勉強会・連絡会
1月	【法人】	全階層研修Ⅱ
	【外部】	障害児・者相談支援事業 全国連絡協議会総会・コーディネーター研修会
2月	【法人】	一般事業主行動計画
	【外部】	南北社協勉強会・連絡会
3月		
随時	専門コース別研修・自治体実施の研修（就労支援・虐待防止・高次脳機能、権利擁護等）・相談支援研修会・地域生活者支援室内部研修	
その他	防災訓練・職員健康診断・インフルエンザ予防接種・障がい者総合支援協議会各種小部会参加	
会議等	月例	[地域生活者支援室関係] 職員会(出張報告含む)・企画運営会議・衛生委員会・各種検討会議(危機管理・コンプライアンス・リスクマネジメント・人権・他) [相談支援(自立生活援助)関係] 相談支援担当者会
	隔月	[地域生活者支援室関係] 防災委員会・権利擁護委員会(委員会の実施する研修については年2回程度)